

公文国際学園高等部の「総合的な学習の時間」受講生徒への指導・助言に関する覚書

北里大学（以下「大学」という。）と公文国際学園高等部（以下「高校」という。）は、平成27年9月1日に締結した大学と高校との教育交流に関する協定書に基づき、大学による高校の「総合的な学習の時間」（以下「総合学習」という。）を受講する生徒への指導・助言についてこの覚書を取り交わすものとする。

（「総合学習」の定義）

第1条 高校は、後期中等教育及び高等教育の発展ならびに将来を担う人材の育成に寄与することを目的として、次の「総合学習」としての「プロジェクトスタディーズ」を開講し、大学は、高校の生徒のうち指導・助言を希望する者に対して講師による指導・助言を行う。

（1）「プロジェクトスタディーズ」の内容

- 1) 高校1年生を対象とする「総合学習」としての位置づけであり、個人別で行う探究的な学習活動である。
- 2) 生徒の興味・関心に基づき決定したテーマについて、自ら学び、考察し、論文にまとめる。
- 3) 学術的研究の一端を体験する。

（開講の時期・場所）

第2条 プロジェクトスタディーズは、高校1年次に通年で行われる。原則として開講される場所は高校を使用する。学習活動は概ね以下のように推移する。

- （1）導入とテーマ設定 4月～6月
- （2）研究（中間発表・論文作成を含む） 7月～2月
- （3）発表 2月

（実施方法）

第3条 高校は、大学の指導・助言を希望する生徒の人数およびテーマを6月初旬までに大学へ提示する。

- 2 大学は、大学の教育・研究等に支障をきたさない範囲で指導・助言が可能なテーマに講師を選定し、これを高校へ通知する。
- 3 具体的な指導・助言の方法・内容については、大学と高校とで協議して決定する。

（有効期間）

第4条 この覚書の有効期間は1年間とし、平成27年9月1日から始まり平成28年8月31日をもって終わる。

ただし、有効期間満了の3ヶ月前までに、両者において異議のないときは、この覚書はさらに1年間延長するものとし、以後についても同様とする。

（その他）

第5条 この覚書に定めのない事項については両者間において協議の上定めるものとする。

この覚書は2通作成し、両者署名捺印のうえ各1通を保有する。

平成27年9月1日

北里大学

公文国際学園高等部

学 長

小林 弘祐



校 長

梶原 晃

